

通達甲（副監. 総. 留1. 指）第3号

平成22年5月11日

存	続	期	間
---	---	---	---

留置業務検討委員会設置要綱の制定について

概要

留置業務及び護送業務の適正な管理運営を図る目的で設置された「留置業務検討委員会」の効果的運用を図るため、必要な事項を定めている。